

京都市告示第455号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年11月13日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
醍醐経140号線	伏見区醍醐東合場町12番地の6地先から同町1番地の12地先まで	メートル 47.20	メートル 5.96 ～ 7.35
醍醐緯221号線	伏見区醍醐東合場町29番地地先から同町2番地の13地先まで	212.60	6.00 ～ 22.50
山科大塚経82号線	山科区大塚北溝町78番地の9地先から同町74番地の2地先まで	85.70	6.00 ～ 9.30
岩倉189号線	左京区岩倉花園町348番地の8地先から同町272番地の3地先まで	111.50	6.00 ～ 12.02
西七条経19号線	下京区西七条比輪田町17番地の14地先から同区西七条名倉町16番地の2地先まで	100.20	6.00 ～ 12.00
小栗栖緯36号線	伏見区小栗栖中山田町18番地の10地先から同町15番地の35地先まで	86.70	6.00 ～ 10.50
久我経105号線	伏見区久我石原町8番地の128地先から同町8番地の7地先まで	148.00	6.00 ～ 12.01
久我97号線	伏見区久我西出町13番地の86地先から同町13番地の45地先まで	131.10	6.00 ～ 12.00

羽束師経160号線	伏見区羽束師菱川町610番地の69地先から同町610番地の113地先まで	112.70	6.00 ~ 12.03
羽束師経161号線	伏見区羽束師菱川町610番地の50地先から同町610番地の140地先まで	82.80	6.00 ~ 12.04
羽束師経167号線	伏見区羽束師鴨川町179番地の4地先から同町180番地の4地先まで	98.30	6.00 ~ 13.52
羽束師緯139号線	伏見区羽束師菱川町610番地の95地先から同町610番地の43地先まで	266.30	6.01 ~ 11.00
羽束師緯140号線	伏見区羽束師菱川町610番地の17地先から同町610番地の10地先まで	146.00	6.00 ~ 12.04
深草経213号線	伏見区深草六反田町4番地の12地先から同町4番地の7地先まで	59.50	4.06 ~ 5.63

(建設局土木管理部道路明示課)